
第2章 これまでの経過と課題

第2章 これまでの経過と課題

1 これまでの計画の取り組み

平成12年度から平成21年度の10年を計画期間とする第一期帯広市障害者計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この間、平成18年度から3年を期間とする第一期障害福祉計画を策定し、新たに平成21年度からその進捗状況や課題を踏まえ見直した第二期障害福祉計画を策定するなど、施策の具体的な取り組みをすすめてきました。

国の法律や制度が大きく変化する中で、地域の障害のある人のニーズに 대응するため、さまざまな体制の見直しや事業を実施してきました。主な取り組みは以下のとおりです。

●地域と障害のある人との交流

ノーマライゼーション推進地区における各種行事及び既存福祉施設との交流により、地域住民と障害のある人とのふれあいの機会をすすめてきています。

●マディソン市との交流

帯広・十勝では、民間事業者による精神障害者が地域で生活するための体制づくりや社会資源の開発が早くから取り組まれてきています。また、アメリカのマディソン市と精神保健分野での交流が行われ、平成18年には姉妹都市を締結しています。現在でも「マディソンモデル」と呼ばれる地域支援システムを学ぶための交流も盛んに行われています。

●福祉のひろばの充実

帯広駅構内に「福祉のひろば」を常設し、福祉施設などの活動を情報発信するとともに、障害のある人と市民との交流の機会を拡大し理解の促進を図ってきました。また、施設などで作成した作品の展示や授産品の販売を行なうことにより、障害のある人の社会参加の場の提供を行っています。

●障害者就業・生活支援センターの開設

北海道内5番目となる障害者就業・生活支援センターが平成19年4月に開設され、ハローワークや特別支援学校、福祉事業者などとの連絡調整を行い、障害のある人への就職前から継続的に働くための支援及びこれに伴う生活支援を一体的に実施しています。

●障害者生活支援センターの開設

保健福祉センター内に障害者生活支援センターを開設し、障害のある人のいきがづくりや、自立生活の質的向上及び機能回復の促進を図ることを目的に事業の充実に努めています。

●帯広市地域自立支援協議会の設置

平成 19 年 5 月から、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、定期的な協議を行う場として「帯広市地域自立支援協議会」を設置し、帯広市の障害者福祉に関して関係各機関や当事者などにより協議を重ねてきています。

●総合相談窓口の設置

市庁舎 1 階の保健福祉部に総合相談窓口を設置し、各課にまたがる手続きなどが一か所でできる、ワンストップサービスを実施し、市民サービスの向上に努めてきています。

●帯広市独自軽減制度の開始

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法により、サービス費用の仕組みが応能負担から応益負担に変更になったことから帯広市の独自の軽減制度を設け、利用者に対する支援を実施してきています。

●障害者支援施設等の整備

障害のある人が通所や入所をする施設において、より快適に過ごすことができるように施設の整備をすすめてきています。

●地域生活体験事業の開始

障害のある人の自立した地域生活を促進するため、地域生活体験事業をはじめることにより、実際に地域の中で生活を体験できる場を提供して、地域移行への関心を高めるとともに、円滑な地域生活への移行を促進してきています。

2 取り組みにおける課題の整理

(1) 第一期障害者計画の課題の整理

平成 12 年に策定した「帯広市障害者計画」の主要な施策について実施した状況や、これまでの取り組み経過を踏まえて以下のように今後の課題を整理しました。

① ノーマライゼーション（正しい障害者観）の定着

互いに支えあう地域社会づくりのため、障害のある人に対する理解を深めていくことが重要であり、今後も、意識啓発や交流促進を図ることが必要です。

② 社会参加の促進

障害のある人が在宅で自立した生活を送ることができるよう、就労や文化・スポーツ活動など、さまざまな場面で参加しやすい社会づくりが必要です。

③ 障害福祉サービスの充実

障害のある人が住みなれた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、在宅支援を中心に充実した障害福祉サービスの提供が必要です。

④ 居住環境の整備

一般住居やグループホーム、ケアホームの設置促進など、障害のある人が地域社会で自立した生活を送るための居住環境の整備が必要です。また、施設から地域生活への移行を促進していくための支援をすすめる必要があります。

⑤ 施設への支援

施設での生活を希望する障害のある人が、自分らしい暮らしを維持していくために、障害の状況に合った支援が必要です。

(2) 障害福祉計画の課題の整理

平成 18 年に策定した「帯広市障害福祉計画」の数値目標やサービス見込み量と、現在までの利用実績などを比較しながら現状を把握し、以下のように課題と取り組む重点項目を整理しました。

① 現状の把握

●相談支援などの地域生活支援事業の利用は、計画の見込み量と利用実績が、ほぼ同じ数値で推移しています。

●障害福祉サービスについての利用者は、年度ごとに概ね増加してきていますが、地域生活への移行目標と実績に差があるため、地域移行を想定して「量」を設定した数値目標との差が大きくなっています。

②課題の整理

施設などから地域生活への移行を促進することが課題であることから、障害のある人やその家族に対し、地域生活への不安を解消するとともに関心を高める施策が必要です。

また、地域移行には、居住支援や就労支援、障害福祉サービスなどの調整を図る総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

③取り組む重点項目

- 施設などから地域生活への移行の促進
- 就労支援の強化
- 相談支援体制の充実

(3) 当事者へのアンケート調査結果を踏まえた課題の整理

第二期帯広市障害福祉計画と、この計画を策定するにあたり、1,300人の障害のある人にアンケート調査を実施し、585人（回答率45%）から回答がありました。このアンケートは、第一期障害福祉計画時に実施したアンケート結果と比較できるように同じ設問項目も含め作成し実施しています。以下に大きな特徴をまとめ、今後の課題として整理しました。

①年齢構成について

回答者の年齢構成は以下のとおりです。

- 身体障害者は、60歳以上の回答者が多い。
- 知的障害者は、18歳未満の回答者が多い。
- 精神障害者は、40歳以上59歳未満の回答者が多い。

このことから、障害特性・年齢層・生活環境など、障害のある人の状態や状況に応じた施策が必要となります。

②将来の居住先について

「将来どのように生活をしたいですか」という設問で、今回の回答ではグループホームなどと回答した人が前回と比較して10ポイントアップしています。また、北海道が実施した施設入所者への意向調査の結果からも、施設以外で生活を希望する人が多いことなどから、地域で生活するための相談、居住、就労、サービスなどの支援体制を構築する必要があります。

③相談体制について

「困ったときに誰に相談するか」という設問の回答からは、相談支援事業者と回答した人が少ない反面、地域で生活をしていく上で専門的知識を持った相談員が継続的に支援をしてくれることを望む人が多いことから、相談支援体制について一層の充実を図る必要があります。

④ノーマライゼーションの理解について

「障害者が住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって生活することができ、笑顔で安心して暮らせるまちづくり」を目指しノーマライゼーションの理念が浸透するよう事業を推進しています。しかし、アンケート調査の結果では、「理解が広がっていない」と回答した人が多く、知的、精神障害のある人からは、「差別を受けたと感じたことがある」と回答した人が多くみられます。このことから、障害によつての理解不足が要因と考えられるため、障害のある人あるいは障害についての正しい理解を働きかけることや交流の機会を設けることなどが必要です。

⑤今後のまちづくりについて

「帯広市のまちづくりで今後重点的にすすめるべきものは」との設問の回答は以下のとおりです。

- 身体障害者では、障害者に配慮した道路・建物などの整備と福祉サービスの利用手続きの簡略化が上位を占めています。
- 知的障害者では、地域で生活するための支援の充実と就労支援や通所サービスの充実が上位を占めています。
- 精神障害者では、理解を広げるための教育・広報活動の充実、地域で生活するための支援の充実が上位を占めています。

以上のことから、それぞれの障害の状況を理解したうえでの施策が必要です。

⑥「現在の悩み」について

介護者への設問で「現在の悩みについて」の回答には、三障害とも将来への不安と自分の健康への不安が上位を占めています。また、相談する上での課題については、「どこに相談していいのかわからない」、「提供してくれる情報が不十分」、「相談先まで行くのが大変」などの意見が多いことから、相談支援体制、情報提供について検討します。

3 計画の策定経過

障害者計画は、その内容が広範多岐にわたっており、障害のある人をはじめ、幅広い意見を反映させる必要があるため、以下のとおり体制を組み計画の策定にあたりました。

(1) 策定体制

① 帯広市地域自立支援協議会 障害者計画策定部会での協議

障害者団体や教育、福祉関係事業者など、帯広市の障害福祉関係機関などで構成する同協議会の中に部会を設置し、計画内容の協議を行いました。

② 帯広市健康生活支援審議会 障害者支援部会での審議

帯広市が設置している医療、教育などに従事する専門家、学識経験者などで構成される同審議会の障害者支援部会で計画内容の審議を行いました。

③ 帯広市障害者計画庁内策定委員会での検討

全庁的に取り組み体制を整備する必要があるため、計画の各施策に関係する各部署で構成する「第二期帯広市障害者計画庁内策定委員会」を設置し内容を検討しました。

(2) 意見の反映

① 障害のある人へのアンケート調査の実施

計画策定のため、障害のある人の生活状況や施策への意見などを把握し、策定の基礎資料とするため障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

② 意見交換会の実施

障害者関係団体などとの意見交換会を実施しました。

③ パブリックコメントの実施

平成21年12月10日から平成22年1月12日までパブリックコメントを実施しました。